

老人医療費助成制度

老人医療費助成制度は、65歳から69歳の高齢者を対象に、医療費の自己負担額を助成する制度です。

◇この制度を受けることができる条件は？

☆対象者

後期高齢者医療に該当しない65歳以上70歳未満で所得税非課税世帯に属する人

・同一世帯の全員に所得税が課されていないことが必要です。

※生年月日が昭和25年8月1日までの人は、上記に該当しない場合であっても次のいずれかに該当する場合は制度を受けることができます（所得制限あり）。

①一人暮らしの場合

②他の世帯構成員全員が60歳以上の場合

※生年月日が昭和25年8月2日以降の人は、本人が社会保険の被扶養者である場合、本人と被保険者（扶養者）が別世帯であっても、被保険者も所得判定の対象に含めます。

☆負担区分の判定

上記の条件に該当する場合、所得状況に応じて
2割または3割の負担区分を判定します。

※詳細は裏面記載の表参照

申請に必要なもの

- 医療の健康保険証
- 印鑑（ゴム印不可）

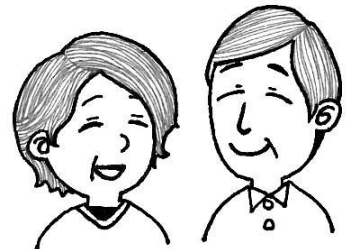
◇医療機関にかかるとき

☆京都府内の医療機関の場合

お持ちの医療保険証ならびに限度額適用認定証と一緒に、福祉医療費受給者証（老）を医療機関の窓口にて提示していただくことで制度の適用を受けられます。

☆京都府外の医療機関の場合

医療機関の窓口では適用を受けられないため、いったん医療保険証の自己負担額をお支払いいただき、後日市役所へ申請いただくことで差額分の支給が受けられます。



◇こんなときは届け出を！

～こんなとき～	～届け出時に必要なもの～	～いつまでに？～
市外へ転出するとき	福祉医療費受給者証（老） 医療の保険証、印鑑（ゴム印不可）	すみやかに
世帯の状況に変更があったとき	//	//
市内で住所が変わったとき	福祉医療費受給者証（老） 医療の保険証、印鑑（ゴム印不可）	14日以内
加入している医療保険が変わったとき	福祉医療費受給者証（老） 新しい医療の保険証 印鑑（ゴム印不可）	//
死亡したとき	福祉医療費受給者証（老） 印鑑（ゴム印不可）	//

詳しくは、亀岡市役所1階保険医療課高齢者医療係（6番窓口）TEL25-5026までお問い合わせください。

◇費用負担はどのようになるの？（平成30年8月より）

☆京都府内の窓口で支払う一部負担金の自己負担限度額（前年度の所得状況によって判定します）

所得区分		負担割合	自己負担限度額（1カ月）		
			外来 （個人単位）	入院 及び 外来 （世帯単位）※7	
住民税課税世帯	現役並み所得者※1	現役並み所得Ⅲ （課税所得690万円以上の人）	3割	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数回 140,100円〉 ※5	
		現役並み所得Ⅱ （課税所得380万円以上の人）		167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈多数回 93,000円〉 ※5	
		現役並み所得Ⅰ （課税所得145万円以上の人）		80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回 44,400円〉 ※5	
		一般 ※2		18,000円 （年間144,000円） ※6	57,600円 〈多数回 44,400円〉 ※5
住民税非課税世帯		区分Ⅱ ※3	2割	24,600円	
		区分Ⅰ ※4		15,000円	

- ※1 住民税課税世帯に属する人のうち、住民税の課税標準額（総所得金額から所得控除を差し引いた額）が145万円を超える65歳以上の人およびその人と同一世帯に属する人
 - ※2 住民税課税世帯に属する人のうち、現役並み所得者に該当しない人
 - ※3 住民税非課税世帯に属する人のうち、区分Ⅰに該当しない人
 - ※4 住民税非課税世帯に属する人のうち、世帯構成員全員の収入から各種控除・必要経費などを差し引いた後の各所得額が0円である人
 - ※5 過去12カ月の間に合計3回以上自己負担限度額に到達した場合、4回目から「多数回」該当となり、自己負担限度額の上限が下がります。
 - ※6 所得区分が一般の人のみ、当該年間自己負担限度額が144,000円として設定されます。
 - ※7 1カ月の外来の自己負担額は個人単位で「外来」の自己負担限度額を適用します。なお残る外来の自己負担額と入院分は世帯単位で合算し、「入院及び外来」の自己負担限度額を適用します（ただし合算出来るのは老人医療費助成制度の受給者の受診分に限りです）。
- 制度の適用を受けた場合、一医療機関の窓口での1カ月の支払いはそれぞれの所得区分の自己負担限度額までとなります。また、所得区分がⅡまたはⅠの人については別途「限度額適用認定証」の交付ができますので、担当窓口へお問い合わせください。
- 1カ月の医療費の負担が上表の限度額を超えた場合、申請により、超えた分の払い戻しが受けられます。申請の際は、次の5点を必ずお持ちください。

【申請に必要なもの】

- ①領収書原本（コルセットなどの治療用器具を作成した場合は、領収書と合わせて医師の意見書、装着証明書が必要となります。なお、領収書原本をお手元に残される場合は、あらかじめ申請者自身で領収書のコピーをしていたうえで、領収書原本とコピーの両方を持参してください）
- ②健康保険証
- ③福祉医療費受給者証（老）
- ④印鑑（ゴム印不可）
- ⑤通帳やキャッシュカードなどの振込先のわかるもの